

令和5年度 佐渡市立小木小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日策定

令和 3年 12月 1日改訂

1 いじめの定義といじめ防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義・いじめ類似行為の定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条において次のように規定されており、この定義を踏まえていじめの防止等の取組を進めるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

- ※ 「いじめ」であるか否かの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立って行う。
- ※ 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、児童・生徒がかかわっている仲間や集団など、何らかの人間関係のある者を指す。
- ※ 「心理的」とは、直接的にかかわるものではないが、冷やかしやからかい、集団による無視等、心理的に圧迫し、相手に苦痛を与えるものを指す。
- ※ 「物理的」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかったり隠したりすることなども意味する。
- ※ 行為を受けていても本人がいじめを否定する場合などがあることから、本人の表面的な態度や言葉だけで、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に当てはまらないと解釈されることのないように努める。
- ※ 新たに「いじめ類似行為の定義」（県条例第2条2項）を加える。

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

(2) いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。そして、どの学校においても起こり得る。

この基本的な考えを基に、全教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

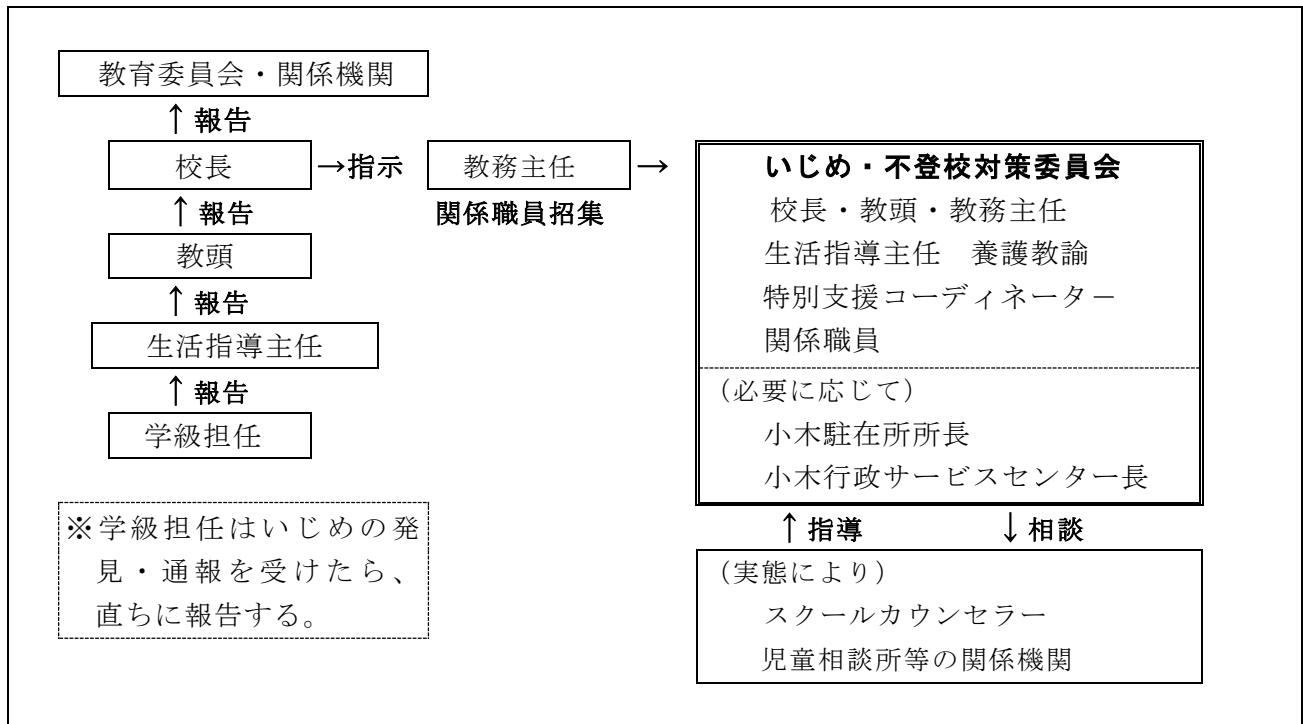
何より学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。これらの取組を通して、児童が自己肯定感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童や保護者等からの訴えを、特定の教員が抱え込むことがないように、組織として対応する。特にいじめの対処に関する判断は、同委

員会が中核となって組織的に行う。

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等で構成し、必要に応じて市教育委員会、小木駐在所長、小木行政サービスセンター長等と連携する。



(1) 「いじめ防止対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・ 毎学期始めに、「学校いじめ防止基本方針」の周知及び改善策について話し合い、教職員の共通理解を図る。
- ・ 学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・ いじめが発生した場合、或いはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。(情報の収集、整理、児童への対応等担任のバックアップ態勢)
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

オ いじめに関する情報の共有

- ・ 情報収集や記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、児童や保護者からの訴えを、抱え込まずに全て同委員会に報告や相談をする。

カ 「PEACE」小木小プランの実施

- ・ 年間計画の作成・実行・検証・修正を中核として行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。（「PEACE」小木小プランの実施）
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネット等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 社会性の育成のため、縦割り班活動や異学年交流を取り入れる。（「PEACE」小木小プランの実施）
- カ 教職員が児童を傷つけない言語環境を学級や学校で整備する。
- キ 児童がいじめを見付けたり、いじめかもしれないと思ったりした時に教職員に相談しやすい環境づくりを進める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 学校生活アンケートに基づく教育相談を定期的に実施(年2回)し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関等の情報を提供し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 保護者からの聞き取り調査・保護者アンケートからいじめの実態を把握する。
(個別懇談会 年2回、保護者アンケート 年2回)

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら全職員に情報を周知するとともに「いじめ・不登校対策委員会」を即日招集し、組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、学校派遣カウンセラー等の専門家や駐在所、行政サービスセンター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて佐渡警察署と連携して対応する。
- キ いじめが発生した場合(疑いの場合でも)、すみやかに市教育委員会へ報告する。

(4) いじめの解消(少なくとも次の2つの要件が満たされている状態をいう。)

- ア いじめにかかる行為がやんでいること(3ヶ月以上)
- イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

4 重大事態への対応

重大事態とは、以下のことを指す。

- ・ 児童が自殺を図ったとき
- ・ 身体に重大な障害を負ったとき
- ・ 金品等に重大な被害を被ったとき
- ・ 精神性の疾患を発症したとき
- ・ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたとき(概ね30日)
- ・ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

- (1) 重大事案が生じた場合は、速やかに佐渡市教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 関係機関との連携

いじめ防止等のための対策を適切に行うため、「学校警察等連絡協議会」や「青少年健全育成協議会」等との連携を推進する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針についての共通理解を職員間で図り、改善策を検討する。(年3回)

- (2) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、学校評価の項目に重点課題として位置付け、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (3) いじめに関する項目を盛り込んだ児童アンケートや保護者アンケート(7月と12月)、教職員による取組評価を実施し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

7 留意事項

- (1) 保護者の参画について
全保護者へ「小木小学校 いじめ防止基本方針」を周知し、保護者や児童の意見を参考に改訂し、年度初め・年度末のP T A総会時等において報告をする。
- (2) いじめ防止基本方針の公開について
学校だよりで紹介したり、ホームページに掲載したりする。

8 その他

- (1) いじめ防止も意図した「子どもを語る会」を毎月計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 必要に応じて職員会議や職員朝会で、生徒指導に関する情報交換の機会を設定し、いじめに関する情報共有を図る。

【重大事態の対応フロー図】

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※ 「いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係や特別な利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の児童や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ※ 希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※ 再発防止に向けた取組の検証を行う。